

(仕様書表紙用紙)

令和5年度		仕様書	
令和5年度 第3号		(三重県防災行政無線運営協議会)	
履行場所	三重県津市広明町13番地 他116箇所		
業務名	三重県防災行政無線設備保守点検業務委託		
履行期間	契約の日から令和6年3月22日まで		
業務の概要			
防災行政無線設備の保守点検 1式			



第 0001 号 明細表 直接人件費						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名称	規格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
点検技術者		人				
点検技術員		人				
定期検査工		式	1			第 0002 号 明細表
V P N用UPS工		式	1			第 0003 号 明細表
衛星通信装置 I D U撤去工		式	1			第 0004 号 明細表
除草工		式	1			第 0005 号 明細表
合計						

第 0002 号 明細表						1 式
定期検査工						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名称	規格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
点検技術者		人				
報告書作成		式	1			
合計						

第 0003 号 明細表						1 式
V P N用UPS工						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名称	規格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
点検技術者		人				
点検技術員		人				
電工		人				
合計						

第 0004 号 明細表		衛星通信装置 I D U 撤去工				1 台 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)	
名称	規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
点検技術者		人					
点検技術員		人					
合計							

第 0005 号 明細表		除草工				1 台 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)	
名称	規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
土木一般世話役		人					
普通作業員		人					
諸雑費		%					
合計							

第 0006 号 明細表		材料費				1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)	
名称	規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
UPS BR550S - JP		台	15				
合計							

第 0007 号 明細表 直接経費						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名称	規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
安全費		式	1			
旅費交通費		式	1			
合計						

第 0008 号 明細表 技術管理費						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名称	規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技術管理費		式	1			
合計						

# 特記仕様書

## 1 適用

本特記仕様書は三重県防災行政無線運営協議会（以下「発注者」という。）が三重県防災行政無線通信設備点検整備要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき実施する、三重県防災行政無線設備保守点検業務委託に適用する。

## 2 履行場所

津市広明町 1 3 番地 他 1 1 6 箇所（別表 1 参照）

## 3 履行期間

契約の日から令和 6 年 3 月 2 2 日まで

## 4 業務内容

### （ 1 ）定期点検

別表 2 の点検対象機器（色塗り箇所）について要綱の定期点検及び国土交通電気通信施設点検基準（案）により点検を行う。なお、点検回数は 1 回 / 年とし、詳細は監督員との協議によるものとする。

### （ 2 ）定期検査

次の無線局について電波法第 73 条の規定による定期検査を行い、点検実施報告書へ添付する点検結果通知書を作成すること。

- ・ぼうさいくわなちょうしゃ 海第 81007 号
- ・ぼうさいたど 海第 40341 号
- ・ぼうさいよっかいちちょうしゃ 海第 81008 号

### （ 3 ）非常用発電機燃料残量確認

点検対象箇所のうち、非常用発電機燃料タンクの設置されている箇所においては残量を確認・記録し、報告書を提出すること。

（燃料が満充填より 1/4 以上減少している地点が明確に分かるよう報告すること。）

### （ 4 ）消火器点検

点検対象箇所の防災設備用消火器について有効期限の確認し、一覧表へまとめる提出すること。なお、今年度内に有効期限が切れる場合は発注者へ報告すること。

( 5 ) V P N用U P S

別表3により、V P N用U P S負荷を一斉指令用U P S又は固定用U P Sへの振り替え、またはV P N用U P Sの交換を行うこと。

( 6 ) 県庁衛星通信装置I D U

次の県庁衛星通信装置I D Uユニットについて、不良回線装置の撤去を行うこと。

区 分	I D U - 5
型 名	X - I D U 2 - 6 5
回 線	N o 2 ( 回線N o 1 0 )
製 造	三菱電機株式会社

( 7 ) 中継所除草

以下の県有敷地中継所内の除草を行うこと。

多度中継所	鳥羽中継所	芸濃中継所	南勢中継所
美杉中継所	浅間中継所	伊賀中継所	三木中継所
名張中継所	長尾中継所	多気中継所	紀和中継所
飯高中継所	紀宝中継所	磯部中継所	朝熊背面中継所

5 関係官庁等への手続き

受注者は、業務の実施に関して、発注者が関係官庁、その他に対する手続きを行う必要がある場合には、一切の諸手続きに必要な書類、資料等の作成を行うこと。

6 発注者の機器操作支援

受注者は、映像機器の操作等、高度な知識・技術が必要な作業について、発注者の要請があるときは、発注者の機器操作支援・代行操作を行うこと。

7 取扱説明

受注者は、発注者の要請があるときは、履行場所において担当職員に機器の取扱説明等を行い、また機器運用方法の確認を行い必要に応じて技術的指導を行うものとし、必要な場合は取扱説明書を作成すること。

8 障害発生時の初期対応

定期点検対象機器において、履行期間中に台風、地震等による被災、あるいは故障による通信ネットワーク障害発生時等、発注者から要請があった場合には、速やかに県庁統制局において無線設備の状況を確認するとともに、障害復旧にあたるものとする。

9 他者中継局舎立ち入り

( 1 ) 長尾中継所( 鉄塔のみ )並びに、天花寺、朝熊、藤坂、谷の山、行野浦及び名倉中

継所は西日本電信電話(株)の局舎であるため、局舎への立入りは、西日本電信電話(株)の許可(これらが別途管理者等を指定した場合はその者の許可)を得たうえで、指示に従って立ち入ること。

- (2) 青山中継所は(株)NTTドコモの局舎であるため、局舎への立入りは、(株)NTTドコモの許可(これらが別途管理者等を指定した場合はその者の許可)を得たうえで、指示に従って立ち入ること。

#### 1.0 関係法規等の遵守

受注者は、委託業務の実施にあたり、この特記仕様書に定めるもののほか、電波法及び関係法令の規定を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれを履行すること。

#### 1.1 提出書類

受注者は、以下の提出書類等を作成し、遅延なく発注者に提出すること。

- (1) 詳細工程表 1部

契約後、定期点検開始の2週間前までに、点検箇所、点検日時等を記載した詳細工程表を提出すること。

- (2) 点検・作業報告書 1部

現地点検が全て終了後、定期点検及び障害・修理に関する実施内容、写真を取りまとめ、CD-Rにより提出すること。

報告書は、点検対象機器の一覧及び不具合箇所一覧表も合わせて提出すること。ただし、障害・修理に係る報告書についてはその都度、書面でも提出すること。

また、特定の設備について発注者の指示があった場合は、上述の報告書より抜粋し、別途提出すること。

- (3) 非常用発電機燃料の残量表 1部

非常用発電機燃料残量確認・給油作業について結果を報告すること。

- (4) 消火器管理表 1部

無線局、設置場所、対象物、メーカー、種別、製造番号、製造年等をまとめた表とすること。

- (5) 点検結果通知書 2部

定期検査対象局

- (6) その他発注者が請求する書類 必要部数

諸手続に必要な書類及び発注者が指示する書類を作成すること。

#### 1.2 施工管理

- (1) 保守・調整等の実施にあたり、必要に応じて事前調査・現地確認を行い、安全、確実に作業等が実施できるようにすること。

- (2) ソフトウェアによる機器停止、ネットワーク管理システム(NMS)、通信管理装置及び交換機等の機器については、十分な知識を有する者が実施するものとし、機器



に障害を発生させないこと。

- ( 3 ) 作業上、運用停止等が必要不可避となる場合は、各設備の停止範囲、停止日時、停止手順等について事前に発注者と協議のうえ、発注者の承認を得ること。
- ( 4 ) 発注者は、気象状況や災害発生等により、作業（計画）の中止・変更を指示することができる。

この場合、発注者の責による場合を除き、受注者は中止・変更に伴い発生した費用等、一切の負担を発注者に求めることはできない。
- ( 5 ) 受注者は、履行期間中は業務対象の機器及びそれらに付帯する機器等について、常にその機能維持を図ること。
- ( 6 ) 受注者は、保守点検作業中において、装置の不具合を発見したときは、発注者に報告すること。
- ( 7 ) 受注者は、委託業務の実施中に発注者の設備に損傷を与えたときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修復すること。
- ( 8 ) 受注者は、周辺環境整備上、当然必要とされる時及び発注者が指示したときは、無線設備及び施設周辺等の清掃及び除草等の点検歩道の整備を行うこと。
- ( 9 ) 受注者は、他の保守点検および関連工事を行う者と綿密な連絡調整のうえ、連携して保守点検を行うこと。
- ( 10 ) 受注者の行う点検は、原則、県の勤務日及び勤務時間内に実施すること。

発注者の指示がある場合、事前に承諾を得た場合を除く。

### 1 3 保守業務の引継

受注者は、保守業務に伴う影響が履行期間を超えて継続する場合、次期点検保守業務委託の受注者に適切に引き継げるようにすること。

### 1 4 その他

- ( 1 ) この特記仕様書に定めのない事項及び本契約について疑義を生じた場合は、発注者と受注者が双方協議の上決定すること。
- ( 2 ) 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第 2 条第 1 項第 14 号）を受けた場合の措置について
  - ア 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第 2 条第 1 項第 12 号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
  - イ ア により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。
  - ウ 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

## 無線設備設置場所一覧

R5 点検対象	局名	住所
1	三重県庁	津市広明町13
2	四日市庁舎	四日市市新正4-21-5
3	津庁舎	津市桜橋3-446
4	松阪庁舎	松阪市高町138
5	伊勢庁舎	伊勢市勢田町628-2
6	伊賀庁舎	伊賀市四十九町2802
7	尾鷲庁舎	尾鷲市坂場西町1-1
8	熊野庁舎	熊野市井戸町371
9	桑名庁舎	桑名市中央町5-71
10	鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条5-117
11	三重県消防学校	鈴鹿市石薬師町452
12	三重県防災航空隊	津市雲出鋼管町2-2
13	多度中継所	桑名市多度町袖井字長尾1985
14	芸濃中継所	津市芸濃町河内若山3614-17
15	長谷山中継所	津市美里町家所字東谷1421-2
16	美杉中継所	津市美杉町八知蕨折7956-1
17	伊賀中継所	伊賀市土橋字高丸1229-2
18	名張中継所	奈良県山辺郡山添村大字毛原1723
19	青山中継所	伊賀市伊勢路青山1356-1
20	多気中継所	多気郡多気町長谷北浦230-1
21	飯高中継所	松阪市飯高町下滝野字柿ノ木坂712
22	磯部中継所	志摩市磯部町五知字長尾325-3
23	鳥羽中継所	鳥羽市船津町字榎谷1376
24	南勢中継所	度会郡南伊勢町宿浦字タカギ谷1765
25	浅間中継所	度会郡大紀町滝原字岩内山2064-4
26	三木中継所	尾鷲市三木里町1210
27	長尾中継所	熊野市有馬町2638-1
28	紀和中継所	熊野市紀和町小川口熊谷3
29	紀宝中継所	南牟婁郡紀宝町井田後知2570
30	天花寺中継所	松阪市嬉野天花寺町字清水谷672
31	朝熊中継所	伊勢市朝熊町岳547
32	藤坂中継所	度会郡大紀町永会字中河内2852-5
33	谷の山中継所	尾鷲市早田町239

## 無線設備設置場所一覧

R5 点検対象	局名	住所
34	行野浦中継所	尾鷲市行野浦毛尻白浜79-2
35	名倉中継所	北牟婁郡紀北町東長島大名倉2977-1
36	朝熊背面中継塔	伊勢市朝熊町岳547-43
37	安濃ダム管理事務所	津市芸濃町河内岩坂3162-3
38	君ヶ野ダム管理室	津市美杉町八手俣95-1
39	宮川ダム管理室	多気郡大台町久豆朝倉谷512-1
40	北勢水道事務所	四日市市安島2-7-15
41	中勢水道事務所	津市一志町高野1996
42	南勢水道事務所	多気郡多気町相可1710
43	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永5450-132
44	こころの医療センター	津市城山1-12-1
45	一志病院	津市白山町南家城616
46	志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257
47	三重県警察本部	津市栄町1-100
48	四日市港管理組合	四日市市霞2-1-1
49	東紀州（紀北）拠点	尾鷲市光ヶ丘28-61
50	東紀州（紀南）拠点	熊野市久生屋町1330-2
51	伊勢志摩拠点	伊勢市朝熊町字東谷3477-15
52	伊賀拠点	伊賀市荒木1856
53	中勢拠点	鈴鹿市石薬師町452
54	北勢拠点	四日市市中村町字氷ヶ谷2281-2
55	北部浄化センター	三重郡川越町亀崎新田80-2
56	南部浄化センター	四日市市楠町北五味塚1085-18
57	雲出川左岸浄化センター	津市雲出鋼管町52-5
58	松阪浄化センター	松阪市高須町3922
59	宮川浄化センター	伊勢市大湊町1126
60	津市役所	津市西丸之内23-1
61	四日市市役所	四日市市諏訪町1-5
62	伊勢市役所	伊勢市岩淵1-7-29
63	伊勢市小俣総合支所	伊勢市小俣町元町540
64	伊勢市防災センター	三重県伊勢市楠部町159-1
65	松阪市役所	松阪市殿町1340-1
66	桑名市役所	桑名市中央町2-37

## 無線設備設置場所一覧

R5 点検対象	局名	住所
67	桑名市多度地区市民センター	桑名市多度町多度1-1-1
68	伊賀市役所	伊賀市四十九町3184
69	鈴鹿市役所	鈴鹿市神戸1-18-18
70	名張市役所	名張市鴻之台1番町1
71	尾鷲市役所	尾鷲市中村町10-43
72	亀山市役所	亀山市本丸町577
73	鳥羽市役所	鳥羽市鳥羽3-1-1
74	熊野市役所	熊野市井戸町796
75	志摩市役所	志摩市阿児町鶴方3098-22
76	志摩市磯部支所	志摩市磯部町迫間878-9
77	いなべ市役所	いなべ市北勢町阿下喜31
78	木曾岬町役場	桑名郡木曾岬町西対海地251
79	東員町役場	員弁郡東員町大字山田1600
80	菰野町役場	三重郡菰野町大字潤田1250
81	朝日町役場	三重郡朝日町大字小向893
82	川越町役場	三重郡川越町大字豊田一色280
83	多気町役場	多気郡多気町相可1600
84	明和町役場	多気郡明和町大字馬之上945
85	大台町役場	多気郡大台町佐原750
86	玉城町役場	度会郡玉城町田丸114-2
87	南伊勢町役場	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057
88	南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越2545
89	南伊勢町南島庁舎	度会郡南伊勢町神前浦15
90	大紀町役場	度会郡大紀町滝原1610-1
91	大紀町錦支所	度会郡大紀町錦736-7
92	度会町役場	度会郡度会町棚橋1215-1
93	紀北町役場海山総合支所	北牟婁郡紀北町相賀495-8
94	紀北町役場	北牟婁郡紀北町東長島769-1
95	御浜町役場	南牟婁郡御浜町大字阿田和6120-1
96	紀宝町役場	南牟婁郡紀宝町鶴殿324
97	桑名市消防本部	桑名市江場7
98	四日市市消防本部	四日市市西新地14-4
99	菰野町消防本部	三重郡菰野町大字潤田4418

## 無線設備設置場所一覧

R5 点検対象	局名	住所
100	鈴鹿市消防本部	鈴鹿市飯野寺家町217-1
101	亀山市消防本部	亀山市野村4-1-23
102	津市消防本部	津市久居明神町2276
103	松阪地区広域消防組合消防本部	松阪市川井町1001-1
104	伊勢市消防本部	伊勢市楠部町159-11
105	鳥羽市消防本部	鳥羽市安楽島町1459-3
106	志摩市消防本部	志摩市阿児町鶴方3080
107	紀勢広域消防組合消防本部	多気郡大台町佐原754
108	三重紀北消防組合消防本部	尾鷲市中川28-43
109	熊野市消防本部	熊野市有馬町1365-1
110	伊賀市消防本部	伊賀市緑が丘東町920
111	名張市消防本部	名張市鴻之台1-2
112	陸上自衛隊久居駐屯地第33普通科連隊	津市久居新町975
113	陸上自衛隊航空学校	伊勢市小俣町明野5593-1
114	第四管区海上保安部	名古屋市港区入船2-3-12
115	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2-174
116	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1-471-2
117	市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町3038















## 三重県防災通信ネットワーク VPN用UPS更新対象表

No.	局名	電源振替処置 振替先	UPS 更新	備考
1	安濃ダム	一斉用	-	
2	君ヶ野ダム	-	1	
3	宮川ダム	一斉用	-	
4	北勢水道事務所	-	1	
5	中勢水道事務所	-	1	
6	南勢水道事務所	一斉用	-	
7	四日市港管理組合	-	1	
8	東紀州（紀北）防災拠点	一斉用	-	
9	伊勢志摩防災拠点	一斉用	1	サンアリーナ側1台必要
10	伊賀防災拠点	一斉用	-	
11	津市役所	-	1	
12	四日市市役所	一斉用	-	既設UPSは他所へ流用する。
13	伊勢市役所	一斉用	-	
14	伊勢市小俣総合支所	-	1	
15	伊勢市防災センター	一斉用	-	
16	松阪市役所	一斉用	-	
17	桑名市役所	一斉用	-	
18	桑名市多度町総合支所	一斉用	-	
19	伊賀市役所	-	1	
20	鈴鹿市役所	-	1	
21	名張市役所	-	1	
22	尾鷲市役所	一斉用	-	
23	亀山市役所	一斉用	-	
24	鳥羽市役所	一斉用	-	
25	熊野市役所	一斉用	-	
26	志摩市役所	一斉用	-	
27	志摩市磯部支所	一斉用	-	
28	いなべ市役所	固定用	-	
29	木曾岬町役場	固定用	-	
30	東員町役場	一斉用	-	
31	菰野町役場	-	1	
32	朝日町役場	-	1	
33	川越町役場	固定用	-	

## 三重県防災通信ネットワーク VPN用UPS更新対象表

No.	局名	電源振替処置 振替先	UPS 更新	備考
34	多気町役場	一斉用	-	既設UPSは他所へ流用する。
35	明和町役場	-	1	
36	大台町役場	-	1	
37	玉城町役場	一斉用	-	
38	南伊勢町南島庁舎	一斉用	-	
39	大紀町役場	一斉用	-	
40	大紀町錦支所	-	1	
41	度会町役場	-	1	
42	紀北町役場海山総合支所	一斉用	-	
43	紀北町役場	固定用	-	
44	御浜町役場	一斉用	-	
45	紀宝町役場	一斉用	-	
46	桑名市消防本部	一斉用	-	
47	四日市市消防本部	一斉用	-	
48	菰野町消防本部	-	1	
49	鈴鹿市消防本部	固定用	-	
50	亀山市消防本部	一斉用	-	既設UPSは他所へ流用する。
51	津市消防本部	一斉用	-	
52	松阪地区広域消防組合消防本部	一斉用	-	
53	伊勢市消防本部	一斉用	-	
54	鳥羽市消防本部	固定用	-	
55	志摩市消防本部	一斉用	-	
56	紀勢広域消防組合消防本部	一斉用	-	
57	熊野市消防本部	一斉用	-	
58	伊賀市消防本部	-	1	
59	名張市消防本部	一斉用	-	
60	陸上自衛隊久居駐屯地第3普通科連隊	固定用	-	
61	陸上自衛隊航空学校	一斉用	-	
小計	一斉用	37		
	固定用	7		
合計		44	18	
新規UPS台数			15	新規UPS : BR550S-JP